

環境調和型産業集積支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 環境調和型産業集積支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下、「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、秋田県産業廃棄物税条例第18条の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する事業のうち、製品製造のための設備投資や研究開発及び製品の販売促進などの事業を支援することにより環境調和型企業を創出し、もって産業活動の活性化を図ることを目的とする。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類は次の各号のとおりとし、補助対象事業、補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び限度額は別表に定める。

- 一 環境産業施設整備費補助金
- 二 環境産業研究開発費補助金
- 三 環境イベント参加費補助金
- 四 リサイクル製品販促調査費等補助金
- 五 環境産業普及啓発費補助金

2 補助金の額は、千円単位で算定し、千円に満たない場合は切り捨てる。

(認定申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事業認定申請書（様式第1号）を知事に提出し、事業の認定を受けなければならない。

2 前項の事業認定申請書には、事業計画書（様式第2号の1～5）及び収支予算書（様式第3号）のほか知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(審査会)

第5条 前条第1項の認定が適当と認められる事業の選定を行うための審査機関として事業認定審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は前条第2項に掲げる事業計画書及び収支予算書等により内容を審査し、認定が適当と認められる事業を選定する。

3 審査会の組織及び運営については別に定める。

(認定通知)

第6条 知事は審査会等の選定結果及び選定後必要に応じ実施する現地調査等を踏まえ、認定すべき事業を決定した場合、事業認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は必要に応じ、前項の事業認定通知書に条件を付すことができる。

(認定事業の変更等)

第7条 認定を受けた事業者は、事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止するときは、あらかじめ認定事業変更承認申請書（様式第5号）又は認定事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微な場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の認定事業変更承認申請書又は認定事業中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認められる場合、それぞれ認定事業変更承認通知書（様式第5号の2）又は認定事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号の2）により通知をするものとする。

3 第1項及び第9条第2号の軽微な変更とは、収支予算書（様式第3号）の事業費の20%以内の増減及び機械等の同程度の機種変更等をいう。

(補助金交付申請)

第8条 第6条第1項の認定又は第7条第2項の変更承認を受け事業を行う者は、補助金交付申請書(様式第7号)により補助金の交付を申請し、交付決定を受けなければならない。ただし、第4条第1項の認定申請をしたものであって、やむを得ない事由により交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、着手前に事前着手届出書(様式第7号の2)により知事に届け出ることにより着手できるものとする。

2 補助金交付申請書には、事業計画書及び収支予算書を添付するものとする。ただし、認定を受けた内容と相違がないときは添付を省略することができる。

3 申請者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方消費税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

(交付決定の条件)

第9条 補助金の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により次に掲げる事項について、条件を付すものとする。

一 補助金を目的外に使用しないこと。

二 補助の対象となる事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書(様式第8号)又は補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微な場合はこの限りでない。

三 事業報告など補助事業に関し必要な報告を求められたときは、提出しなければならないこと。

四 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補助金交付決定等)

第10条 知事は、第8条の補助金交付申請書の提出があったとき若しくは前条第2号による補助事業計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認められる場合、それぞれ補助金交付決定通知書(様式第10号)若しくは補助金変更決定通知書(様式第11号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第11号の2)により通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等の遂行状況について、知事が報告を求めた場合は、補助事業等遂行状況報告(様式第12号)を提出しなければならない。

2 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に事業実施状況報告書(様式第13号)を提出し、その指示を受けること。

3 知事は、前項の事業実施状況報告書の提出があったときは、指示書(様式第13号の2)により指示をするものとする。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業実績報告書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

2 第1項の報告書の提出期限は、事業終了の30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金支払)

第13条 補助金の支払いは原則として精算払いとする。

(財産処分の制限等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産で、取得価格及び効用の増加価格が50万円以上の財産を、知事の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金が交付された会計年度終了後5年経過後においては、本条の規定は適用しないものとし、以下第15条及び第16条についても同様とする。

2 前項の承認は、取得財産目的外処分承認申請書(様式第15号)によるものとする。

(工業所有権)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施により特許権、実用新案権又は意匠権(以下、「工業所有権」という。)を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し若しくは実施案を設定した場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(収益納付)

第16条 第14条の規定による財産処分又は前条の規定による工業所有権の移動により収益が生じたとき知事が認めたとき、知事は交付した金額の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(帳簿等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理し、その収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び書類を補助事業が完了した日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金交付後の事業の経過報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業の運営状況若しくは企業化状況等について、事業経過報告書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規程によるもののほか、事業報告など当該補助事業に係る事業の運営状況若しくは企業化状況等に関し、知事が報告を求めたときは、提出しなければならない。

(成果の公開)

第19条 知事は、実績報告書及び事業経過報告書の提出があった補助事業について、その成果のうち補助事業者が不利益となる情報を除き公開することができる。

(その他)

第20条 本要綱に関しその他必要な事項は実施要領で定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金名	補助対象事業	対象事業者	補助対象経費	補助率 (以内)	補助金額の上限 額及び下限額
①環境産業施設 整備費補助金	県内で発生する産業廃棄物を再使用・再生利用・熱エネルギー回収のための施設整備事業	県内で実施する事業者	事業に係る土地代及び車両代を除く投下固定資産を取得するための経費。	1/3	1,500万円以下 75万円以上
②環境産業研究 開発費補助金	県内で発生する産業廃棄物を再使用・再生利用・熱エネルギー回収事業に関する研究開発や試験研究事業	県内事業者	研究者の人件費、原材料費、副資材費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、委託費又は技術指導受入費（人件費は補助対象経費全体の1/2以内、機械装置費は1/4以内）。	1/2	700万円以下 35万円以上
③環境イベント 参加費補助金	循環型社会形成を目的とするイベントに自ら製造したリサイクル品の営業目的での出展事業	県内事業者	旅費、パネル作成費、出展費又はその他知事が必要と認める経費。	1/2	100万円以下 10万円以上
④リサイクル製 品販促調査費 等補助金	現在製造している又はこれから製造しようとするリサイクル品の販路調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告事業	県内事業者	販路調査委託費、品質試験外注費、デザイン開発委託費、紙面広告、チラシ印刷又はその他知事が必要と認める経費。	1/2	500万円以下 25万円以上
⑤環境産業普及 啓発費補助金	再使用・再生利用・熱エネルギー回収を行っている施設等を活用し、環境産業に関する普及啓発を行う事業	県内事業者	安全に見学を行うための施設・設備の整備若しくは改修に要する経費、見学者への説明を目的としたパネル作成費、パンフレット作成費、DVD作成費若しくは備品等購入費又はその他知事が必要と認める経費	1/2	200万円以下 10万円以上